

規制改革会議の進め方について

1. 会議の開催

来年6月までの1年間をサイクルとして、規制改革の審議を進める。
開催頻度は月1回ないし2回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

2. 審議事項

過去の「規制改革実施計画」に盛り込まれた事項のフォローアップを含め、重点的に検討・審議を進めていく事項や、本会議において議論する事項については、今後速やかに検討し、結論を得る。

3. 審議方法

答申をとりまとめる際には、本会議の審議を経た上で決定する。また、答申をとりまとめるまでの間に、機動的な意見表明が効果的であると判断した案件については、都度、本会議の審議を経た上で本会議の意見として決定する。

改革事項の審議に当たっては、案件の性格を踏まえ、国際先端テストを積極的に活用する。

4. ワーキング・グループ等の設置

「健康・医療」₁、「雇用」₁、「農業」₁、「投資促進等」₁、「地域活性化」の5つのワーキング・グループを引き続き設置する。

規制改革ホットラインへの提案事項への対応については、規制改革会議の場で精査・検討を要する重要案件を審議するため、ホットライン対策チームを引き続き設置する。

5. 規制レビューの推進

規制所管府省が対象範囲を拡大して作成する規制シートや平成27年末に公表する規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」を確認することにより、規制の見直しを確実に実施する。

6. 公開ディスカッションの開催

第3期（平成26年7月～平成27年6月）における開催実績を踏まえ、公開ディスカッションを開催する。

7. 答申等

来年6月を目途に答申を取りまとめる。必要に応じ、中間とりまとめなどを検討する。なお、状況に応じ、随時「意見」を公表する。